

追加議案目次

議案第157号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例 の制定について	1
---------	----------------------------------	---

議案第157号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月23日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

(市長の給料月額の減額)

第1条 令和2年1月1日から同月31日までの間における市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第53号)第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の3に当たる額を減じて得た額とする。

2 令和2年2月1日から同月29日までの間における市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の2に当たる額を減じて得た額とする。

(副市長の給料月額の減額)

第2条 令和2年1月1日から同年2月29日までの間における副市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。